

別 紙

新 分 類

税法上の固定資産の分類及び耐用年数		耐用 年数	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号） の勘定科目	法定耐用年数算 定の基礎となっ た個々の資産の 耐用年数
種類、構造又は用途及び細目ごとの区分				
（別表第1 機械及び装置以外の有形減価 償却資産）				
建物			（項） 建 物	
事務所用、美術館用のもの及び下記以外 のもの			（目） 事務所建物	
			（目） 雑建物のうち左欄に該当するもの	
店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、 学校用、体育館用、飲食店用、貸席用、 劇場用、演奏場用、映画館用、舞踏場用、 旅館用、ホテル用又は病院用のもの			（目） 社宅、寮建物	
			（目） 雑建物のうち左欄に該当するもの	
変電所、発電所、送受信所用、停車場用、 車庫用、格納庫用、荷扱所用、工場用又 は倉庫用のもの			（目） 停車場建物	
			（目） 変電所建物	
			（目） 車庫、工場建物	
			（目） 倉庫建物	
			（目） 詰所建物	
			（目） 雑建物のうち左欄に該当するもの	
構築物			（項） 構築物	
			（線路設備）	
			（目） 軌道	
軌条及びその附属品	20		（節） レール及び附属品	
まくら木			（節） まくら木	
木製のもの	8			
コンクリート製のもの	20			
金属製のもの	20			
分岐器	15		（節） 分岐器	
			（電路設備）	
通信線、信号線及び電灯電力線	30		（目） 通信線	
			（目） 信号線	
			（目） 電灯電力線	

税法上の固定資産の分類及び耐用年数		鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）	法定耐用年数算定の基礎となつた個々の資産の耐用年数
種類、構造又は用途及び細目ごとの区分	耐用年数	の勘定科目	
信号機	30	（線路設備） （目） 機械保安設備 （節） 機械信号機 （節） 諸設備 （電路設備） （目） 電気信号機 （目） 連動機 （目） 転てつ器	
送配電線及びき電線	40	（目） 送電線 （目） 配電線 （目） き電線	
電車線及び第三軌条	20	（目） 電車線 （目） サードレール	
帰線ボンド	5	（目） 帰線ボンド	
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	30	（目） 支持物 （節） その他の支持物（腕木を除く。）	
木柱及び木塔（腕木を含む。）			
架空索道用のもの	15	（索道事業固定資産のうち左欄に該当するもの）	
その他のもの	25	（電路設備） （目） 支持物 （節） 木 柱 （節） その他の支持物のうち腕木	
前掲以外のもの			
線路設備		（線路設備）	
軌道設備		（目） 軌道	
道 床	60	（節） 道床	
その他のもの	16	（節） 舗装 （節） 諸標・車止め	15 20
土工設備	57	（目） 土工 （節） 線路切取 （節） 線路築堤 （節） 川道付替 （節） 土留め	70 70 70 40

税法上の固定資産の分類及び耐用年数		耐用 年数	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号） の勘定科目	法定耐用年数算 定の基礎となっ た個々の資産の 耐用年数
種類、構造又は用途及び細目ごとの区分				
橋りょう				
鉄筋コンクリート造のもの	50	(目) 橋りょう (節) 鉄筋コンクリート造り		
鉄骨造のもの	40	(目) 高架橋 (節) 鉄筋コンクリート造り (目) 橋りょう (節) 鉄骨造り (目) 高架橋 (節) 鉄骨造り		
その他のもの	15	(目) 橋りょう (節) ……(その他のもの) (目) 高架橋 (節) ……(その他のもの)		
トンネル		(目) トンネル		
鉄筋コンクリート造のもの	60	(節) 鉄筋コンクリート造り		
れんが造のもの	35	(節) れんが造り		
その他のもの	30	(節) コンクリート造り		
その他のもの	21	(目) 排水設備 (目) 線路諸設備 (節) 踏切道 (節) 防護設備 (節) さくがき (節) 雑設備		30 15 15 15 15
停車場設備	32	(停車場設備) (目) 転、遷車台 (目) 給油設備 (目) 検車洗浄設備 (目) プラットホーム・積卸し場 (目) 地下道 (目) 雑設備 (電路設備)		25 25 25 30 55 30
電路設備				
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコン クリート塔	45	(目) 支持物 (節) 鉄柱・コンクリート柱		
踏切保安又は自動列車停止設備	12	(目) 踏切保安装置		

税法上の固定資産の分類及び耐用年数		鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）		法定耐用年数算定の基礎となった個々の資産の耐用年数
種類、構造又は用途及び細目ごとの区分	耐用年数	の勘定科目		
その他のもの	19	(目) 自動列車停止装置 (目) 自動列車制御装置 (目) 自動列車運転装置 (目) 電話機 (目) 電気時計 (目) 拡声装置 (目) 通信諸設備 (目) 閉そく装置 (目) 電気保安諸設備 (目) 電力線諸設備	}	(通信設備) 15
その他のもの	40	(諸構築物) (目) 車庫工場構築物 (目) 変電所構築物 (目) 雑構築物		(電気保安設備) 20 (電力線設備) 25
車両及び運搬具		(項) 車両		
鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）				
電気又は蒸気機関車	18	(目) (何)機関車		
電 車	13	(目) 電動客車 (目) 制御客車 (目) 付随客車 (目) 電動貨車		
内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	11	(目) (何)機関車 (目) 内燃客車		
貨 車				
高圧ポンベ車及び高圧タンク車	10	(目) 特殊車両のうち左欄に該当するもの		
薬品タンク車及び冷凍車	12	(目) 貨車のうち左欄に該当するもの (目) 特殊車両のうち左欄に該当するもの		
その他のタンク車及び特殊構造車	15	(目) 貨車のうち左欄に該当するもの (目) 特殊車両のうち左欄に該当するもの		
その他のもの	20	(目) 貨車のうち左欄に該当するもの		
線路建設保守用工作車	10	(目) 特殊車両のうち左欄に該当するもの		
鋼索鉄道用車両	15	(目) 特殊車両のうち左欄に該当するもの		
架空索道用搬器		(索道事業固定資産のうち左欄に該当するもの)		

税法上の固定資産の分類及び耐用年数		鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号） の勘定科目	法定耐用年数算 定の基礎となっ た個々の資産の 耐用年数
種類、構造又は用途及び細目ごとの区分	耐用 年数		
閉鎖式のもの	10		
その他のもの	5		
無軌条電車	8	(目) 特殊車両のうち左欄に該当するもの	
その他のもの	20	(目) 客車	
※前掲のもの以外のもの (車両及び運搬具のうち)		(項) 工具・器具・備品 (目) 運搬具	
工 具		(目) 工具・器具・備品	
器具及び備品			
1. 家具、電気機器、ガス機器及び家庭 用品		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
(他の項に掲げるものを除く。)			
2. 事務機器及び通信機器		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
3. 時計、試験機器及び測定機器		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
4. 光学機器及び写真製作機器		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
5. 看板及び広告器具		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
6. 容器及び金庫		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
8. 医療機器		(項) 機械装置 (目) 雑機械のうち左欄に該当するもの	
		(項) 工具・器具・備品 (目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
11. 前掲のもの以外のもの		(目) 工具・器具・備品のうち左欄に該当 するもの	
(別表第2 機械及び装置)			
296 機械産業以外の設備に属する修理工場 用又は工作工場用機械設備	14	(項) 機械装置 (目) 工場機械	
337 鋼索鉄道又は架空索道設備		(目) 鋼索巻揚機械	
鋼 索	3	(索道事業固定資産のうち左欄に該当する	

税法上の固定資産の分類及び耐用年数		鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）	法定耐用年数算定の基礎となつた個々の資産の耐用年数
種類、構造又は用途及び細目ごとの区分	耐用年数	の勘定科目	
その他の設備	12	もの	
345 その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	9	（目） 通信機械 （節） 交換設備 （節） 無線設備 （節） 搬送設備 （節） 諸設備（列車遠隔又は列車集中制御装置を除く。）	
351 鉄道又は軌道事業用変電設備	20	（目） 変電所機械	
351 列車遠隔又は列車集中制御設備の2	12	（項） 構築物 （電路設備） （目） 列車集中制御装置 （目） 自動列車進路制御装置	
		（項） 機械装置 （目） 通信機械 （節） 諸設備のうち列車遠隔又は列車集中制御装置	
369 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの		（目） 停車場機械 （目） 雑機械	
主として金属製のもの	17		
その他のもの	8		